

## 医療安全対策に関する取り組み事項

### 1. 医療安全対策に関する基本的な考え方

当院は、次に掲げる「医療安全管理に関する基本方針」に基づき、医療事故の発生を未然に防ぎ、医療の質の向上、および当院の理念である「患者様中心の医療実践」の実現に努めます。

#### ・医療安全管理に関する基本方針

- (1)人は過ちを起こすという前提に立ち、それを誘発しない環境や障害に発展しない体制を構築する。
- (2)過ちの前兆を看過せず、発生した事故に対して適切に対応できる能力を養う。
- (3)医療事故等の分析に際しては、個人の追及ではなく、原因や遠因に視点を置き対策を講じる。
- (4)発生した医療事故に対しては、迅速な報告と対応を行う。
- (5)医療に必要な情報を患者様に提供し、十分な説明を行い、診断治療方針の同意を得た上で診察を実践することで、医療安全文化の醸成を図る。

### 2. 医療安全管理に係わる体制確保の為の組織等

当院における医療安全管理対策を総合的に企画、実施するために医療安全管理委員会を設置し、委員会を月1回開催します。医療安全管理対策マニュアルの見直しや他の医療機関等の安全対策、医療事故等の有用な情報収集を行います。

### 3. 医療安全管理に係わる職員の教育・研修

職種に対応した講習会を年2回開催します。新入職員に対しては医療安全管理対策マニュアルに基づいたオリエンテーションを実施します。

### 4. 医療事故の発生状況の報告に関する基本方針

患者様に実害のない事例も含めて広く医療事故報告を収集し、調査・分析に基づく改善策の策定及びその実施状況の評価を行います。

### 5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

患者様に対しては医療上最善の処置を行うとともに、状況の悪化に直ちに対応できる体制を整備します。また、患者様・ご家族等に対しては、誠実に速やかな事実の説明を行います。重大な医療過誤が発生した場合は、マニュアルに沿って速やかに報告し、現場当事者のみならず病院全体が組織として対応します。

### 6. 患者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は院内に掲示し、患者様およびご家族等から本指針の閲覧の求めがあった場合にはこれに応じます。

### 7. その他の当院における医療安全管理対策の推進のために必要な基本方針

職員は医療安全管理対策委員会が定めた「医療安全管理対策マニュアル」に基づいて予防策の徹底など医療安全管理対策に努めます。



社会医療法人 協和会

北大阪病院

KITAOSAKA HOSPITAL